

再 評 価 調 査 書

I 事業概要					
事業名	農業農村整備事業（地盤沈下対策事業）				
地区名	八開地区				
事業箇所	愛西市藤ヶ瀬町 外				
事業のあらまし	<p>本事業の対象地域は、愛西市の北西部に位置し、一級河川木曾川と二級河川領内川に挟まれた 182.4ha の水田を中心とした優良な農業地域である。</p> <p>本地域の用水路は、1972 年から 1973 年に国営木曾川用水事業により現場打ちコンクリート水路として造成されたが、地盤沈下に伴い不等沈下やクラックが発生し、著しく通水機能の低下が生じたため、営農に必要な用水の供給が困難な状況となった。</p> <p>こうしたことから、2014 年度より本事業を実施し、通水に支障が生じていた用水路を、地盤沈下の影響を受けにくい管水路に改修する工事を実施している。</p>				
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>地盤沈下の影響を受け、通水機能が低下した用水路に影響の受けにくい管水路に改修することで、用水を供給する機能が回復し、用水の安定供給により、地域の農業経営の安定を図る。</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>				
計画変更の推移		事前評価時(2013)	再評価時(2020)	変動要因の分析	
	事業期間	2014～2019	2014～2022	仮設計画変更による延長	
	事業費（億円）	9.4	14.0		
	経費内訳	工事費	8.6	13.3	労務資材費の増(2013 単価→2020 単価)及び仮設計画変更による増
		用補費	0.2	0.1	地価変動等による減
		その他	0.6	0.6	
事業内容	用水路工 2.4km	用水路工 2.4km			
II 評価					
① 事業の必要性の変化	1) 必要性の変化	<p>【事前評価時の状況】</p> <p>地区内の用水路は、地盤沈下により著しく通水機能の低下が生じ、営農に必要な用水の供給が困難な状況であったため、抜本的な改修が必要となっていた。</p> <p>【再評価時の状況】</p> <p>地区内の未改修区間では、依然として、通水機能の低下により、用水の供給が困難な状況であり、抜本的な改修の必要性は継続している。</p> <p>【変動要因の分析】</p> <p>未改修区間では、依然として用水路の通水機能の低下は改善されておらず、事業の必要性は依然として高い。</p>			
	判定B	B	<p>A： 事業着手時に比べ必要性が増大している。</p> <p>B： 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。</p> <p>C： 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。</p>		
		<p>【理由】</p> <p>未改修区間では、依然として用水の供給が困難な状況であり、抜本的な改修が必要な状況は継続している。</p>			

1) 進捗状況

【事業計画及び実績】

		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	計	
工 種 区 分	調査・設計	←→										
	用地補償			←→								
	工事(用水路工)											
	開治支線		←→									
	藤ヶ瀬支線			←→								
事業費 (億円)	当初計画①	9.4										9.4
	実績②	11.1										11.1
	今回計画③	11.1						2.9				14.0

【進捗率】

	これまでの計画に対する達成状況			全体進捗率	
	当初計画 【①】	実績 【②】	達成率(%) 【②÷①】	今回計画 【③】	達成率(%) 【②÷③】
延長(km)	2.4	2.0	83.3%	2.4	83.3%
事業費(億円)	9.4	11.1	118.1%	14.0	79.3%
工事費	8.6	10.5	122.1%	13.3	78.9%
用地補償費	0.2	0.1	50.0%	0.1	100.0%
その他	0.6	0.5	83.3%	0.6	83.3%

【施工済みの内容】

用水路工 2.0km

【事後評価に準ずるフォローアップ】

該当なし。

2) 未着手又は長期化の理由

管路の埋設にあたり、想定以上の湧水が判明し、掘削時の湧水処理に加え、地下水位を低下させる仮設備を追加する必要が生じたため、非かんがい期に施工できる延長が短くなり、事業期間の延伸が必要となった。

3) 今後の事業進捗の見込み

【阻害要因】

なし。

【今後の見込み】

今後、予算確保に努めながら事業の進捗を図り、予定工期内の完了を目指す。

判定

B

- A：これまで事業は順調であり、引き続き計画通り確実な完成が見込まれる。
 B：次のいずれか（該当する項目に「○印」を付ける）
 ・これまで事業は順調である。今後は多少の阻害要因が見込まれるものの、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
 ○これまで事業長期化していたが、事業期間を延長したことにより、今後は阻害要因がなく、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
 ・これまでの事業長期化により、事業期間を延長した。今後も多少の阻害要因が見込まれるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
 C：阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。

【理由】

事業期間を延長したことにより、ほぼ計画通りの完成が見込まれるため。

1) 貨幣価値化可能な効果(費用対効果分析結果)

【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析の算定基礎となった要因変化の有無】
事前評価時からの土地利用の大きな変化はない。

【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析結果】

区 分		事前評価時 (基準年：2013)	再評価時 (基準年：2020)	備 考
費用 (億円)	当該事業による費用	7.4	13.7	増 6.3
	関連施設の整備費用等 注)	6.5	8.9	増 2.4
	合計 (C)	13.9	22.6	増 8.7
効果 (億円)	作物生産効果	27.5	38.6	増 11.1
	品質向上効果	2.1	2.8	増 0.7
	営農経費節減効果	-0.4	-0.6	減 0.2
	維持管理費節減効果	-0.2	-0.3	減 0.1
	水源かん養効果(地下水かん養効果)	5.7	7.9	増 2.2
	合計 (B)	34.7	48.4	増 13.7
	(参考) 算定 要因	農地面積 (ha)	184.3	182.4
費用対効果分析結果 (B/C)		2.5	2.1	減 0.4

※金額は、社会的割引率(4%)を用いて現在の価値に換算したもの。

注) 関連施設の整備費用等について

- ・ 関連施設：当該施設と一体となって効用を発揮するもので頭首工や幹線水路など
- ・ 評価期間：49年(当該事業の工事期間9年+40年)
- ・ 算 定 式：新規整備費+再整備費+事業着工時点の資産価格-評価期間終了時点の資産価格

【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析手法】

「新たな土地改良の効果算定マニュアル」(2015年9月 農林水産省農村振興局企画部土地改良企画課・事業計画課監修)に基づき算定。

【変動要因の分析】

2015年に改訂された「新たな土地改良の効果算定マニュアル」に基づき算定を行った費用対効果分析結果(B/C)は2.1となった。

2) 貨幣価値化困難な効果の変化

【事前評価時の状況】

該当なし。

【再評価時の状況】

該当なし。

【変動要因の分析】

該当なし。

判定

A

A：事業着手時とほぼ同様の事業効果が発現される見通しがある。
B：事業着手時と比べ低下が見られるが、十分な事業効果が確保される見通しがある。
C：事業着手時と比べ著しく低下し、現時点では事業効果が確保される見通しが立たない。

【理由】

事前評価時からの土地利用の大きな変化はないため。

Ⅲ 対応方針（案）	
継続	中止：上記①～③の評価で一つでもC判定があるもの。 継続：上記以外のもの。
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容	
<p>■対象（事業完了後5年目） □対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>—</p> <p>【主な評価内容】</p> <p>営農状況及び施設の維持管理状況を確認。</p>	
Ⅴ 事業評価監視委員会の意見	
八開地区の対応方針（案）[事業継続]を了承する。	
Ⅵ 対応方針	
事業継続	